

長泉町

子

ど

も

・

概要版

若

者

計

画

令和8年度～令和11年度

長 泉 町

計画策定の趣旨

近年、我が国では子ども・若者を取り巻く環境は急速に変化しており、少子化に歯止めがかからない現状がみられています。

このような中で、国は、令和5年4月に子ども家庭庁を設置するとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な法律として「子ども基本法」を施行したほか、同年12月には同法に基づく「子ども大綱」が閣議決定され、「子どもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。加えて、子ども基本法の第10条において、市町村においても、国の「子ども大綱」を勘案しながら、市町村子ども計画を策定することが努力義務として定められました。

本町では、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期長泉町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「全てのこどもの健やかな成長を育むまちながいずみ」を基本理念に、子ども・子育て支援施策に取り組んでいます。

今回、全てのこどもと若者の成長と活躍を育むまちを目指し、子ども・若者を対象とした支援施策を推進するため、「長泉町子ども・若者計画」（令和8年度～令和11年度）を新たに策定することにより、両計画を一体として「長泉町子ども計画」として位置づけることとしました。

計画の位置づけ

（1）法令根拠

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「長泉町子ども・若者計画」です。また、本計画と、子ども・子育て支援法第61条に基づく「第3期長泉町子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～令和11年度）を一体として、子ども基本法に基づく「長泉町子ども計画」として位置づけることとします。

（2）関連諸計画との整合

本計画は、本町の最上位計画である「第5次長泉町総合計画」における基本計画の施策を推進するための推進プランとして位置づけ、策定するものです。また、本町の福祉分野の上位計画である「第7次長泉町地域福祉計画・第6次長泉町地域福祉活動計画」をはじめ、関連計画との整合性を図るものとします。

計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね30歳未満の方としますが、施策によっては40歳未満の方も対象とします。

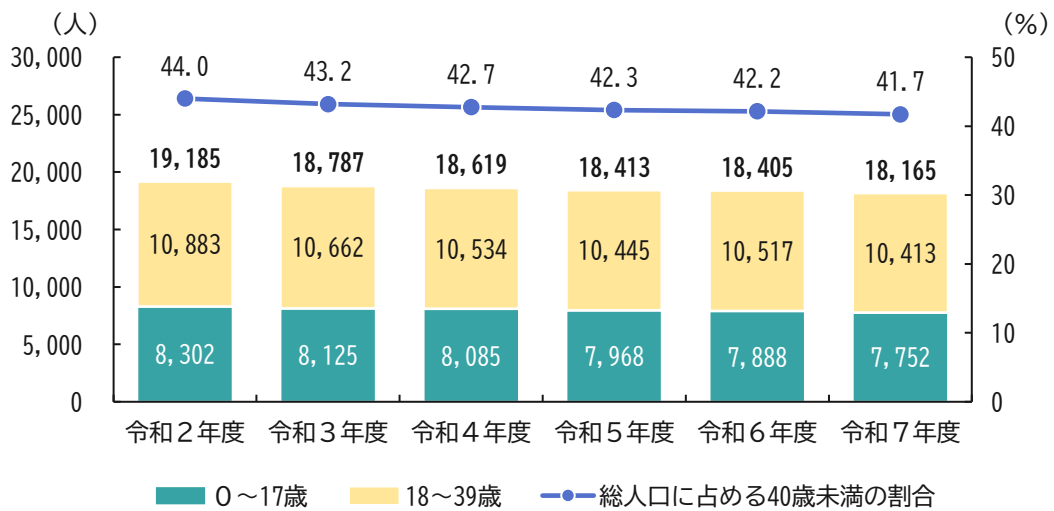
計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
第5次長泉町総合計画（令和3～12年度）						次期計画 ※予定
第3期長泉町子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）					長泉町子ども計画 ※予定	
長泉町子ども・若者計画 (本計画)						

長泉町の子ども・若者を取り巻く現状

子ども・若者人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年度10月1日現在）

本町の子ども・若者（40歳未満）の人口は減少傾向で推移しています。また、総人口に占める40歳未満の割合も減少が続き、令和7年度は41.7%となっています。

基本理念

「第5次長泉町総合計画」における基本目標「全ての人の成長と活躍を 育む ながいずみ」を踏まえ、本計画では基本理念を以下の通り定め、より一層のこども・若者支援施策の充実を目指します。

基本理念

全てのこどもと若者の成長と活躍を育むまち
ながいずみ

基本方針

基本方針1 》 こどもまんなか社会の実現をめざすまち

本町に関わる全ての人々が、こども・若者を権利の主体であると認識するとともに、こども・若者の権利を保障する意識の醸成を図ります。加えて、こども・若者が町の施策に対して自らの考え・意見を持つとともに、それを発信することのできる機会の確保・充実を図ります。

基本方針2 》 こども・若者の豊かな心と生きる力を育むまち

学校と地域の両面において多様な学習機会を提供することで、こども・若者の将来の活躍をサポートするとともに、こども・若者が日常生活を送る学習環境を、安心して学び成長することのできるものとしていきます。加えて、こども・若者が気軽に集い、自分らしく過ごすことのできる居場所づくりを図ります。

基本方針3 》 若者が将来に希望を持ち、活躍できるまち

若者が経済的な基盤を確保して自立した生活を送ることができることや、本町に関わる若者の増加によって町の明るい未来を創造することを目的に、若者に向けた経済的支援や就労に向けた支援、定住に向けた支援等を図ります。また、本町で子育てを始める若者を地域全体で支える取組を推進します。

基本方針4 》 困難を有するこども・若者を支えるまち

こども・若者が抱える、多岐にわたる悩みや不安を受け止める相談支援体制を構築し、適切な支援に結び付けるとともに、それぞれの困難に対応した支援策を展開していきます。

施策の体系

基本
理念

全ての子どもと若者の成長と活躍を育むまち
ながいずみ

基本方針 1

子どもまんなか社会の
実現をめざすまち

- 1 子どもの権利に関する機運の醸成
- 2 子ども・若者の意見表明・参画の機会の充実

基本方針 2

子ども・若者の
豊かな心と生きる力を
育むまち

- 1 多様な遊びや体験、学びの機会の充実
- 2 社会に出るために必要な情報・知識の普及
- 3 子ども・若者の居場所づくりの推進
- 4 子どもの学力を伸ばす学習環境づくり
- 5 安心して過ごせる学校環境づくり

基本方針 3

若者が
将来に希望を持ち、
活躍できるまち

- 1 若者の就労に対する支援
- 2 若者の移住・定住への支援
- 3 若者の出会い・結婚・子育てを始めることへの支援

基本方針 4

困難を有する
子ども・若者を
支えるまち

- 1 相談支援体制の充実
- 2 いじめや不登校等への取組の推進
- 3 子ども・若者の非行防止・立ち直りへの支援
- 4 特別な配慮を必要とする子ども・若者への支援

◆ 基本施策1 こどもの権利に関する機運の醸成

【主な取組・事業】

- 「こどもまんなか社会」の啓発 ○人権啓発に向けた取組の推進
- 教職員向けコンプライアンス研修の実施

◆ 基本施策2 こども・若者の意見表明・参画の機会の充実

【主な取組・事業】

- こども・若者の意見聴取の実施 ○学校評価アンケートの実施 ○総合的な学習での取組
- 「二十歳の集い」の開催 ○「わたしの主張大会」の開催 ○「選挙に関する出前講座」の開催

◆ 基本施策1 多様な遊びや体験、学びの機会の充実

【主な取組・事業】

- 地域の方から学ぶ機会の充実 ○部活動の地域展開 ○地域づくり活動推進事業
- 文化振興事業 ○「文化財展示館体験講座」の開催 ○「小中高等学校児童・生徒作品展」の開催
- 「こども体験講座」の開催 ○広島への中学生代表派遣事業

◆ 基本施策2 社会に出るために必要な情報・知識の普及

【主な取組・事業】

- 職業講話・職業体験 ○「いのちの学習」の実施 ○情報リテラシー教育の推進 ○消費者教育の推進

◆ 基本施策3 こども・若者の居場所づくりの推進

【主な取組・事業】

- こどもの居場所づくりへの支援 ○若者の居場所の創出 ○児童育成支援拠点事業
- 校外教育支援センター「いずみ教室」の運営 ○学習室の運営

◆ 基本施策4 こどもの学力を伸ばす学習環境づくり

【主な取組・事業】

- 児童生徒用タブレット端末の整備・更新 ○学校支援員等の配置 ○語学研修支援事業の実施

◆ 基本施策5 安心して過ごせる学校環境づくり

【主な取組・事業】

- 情報リテラシー教育の推進【再掲】 ○教育相談の実施 ○学校運営協議会の実施
- 生徒指導連絡協議会・いじめ対策連絡協議会・裾野長泉地区学校警察連絡協議会・生徒指導研修会の実施
- 校長会・教頭研修会の実施 ○校則の見直し ○教職員向けコンプライアンス研修の実施【再掲】

基本方針
3

若者が将来に希望を持ち、活躍できるまち

◆ 基本施策1 若者の就労に対する支援

【主な取組・事業】

- 「広域就職フェア」の実施
- ワンストップ経営相談窓口の設置
- 起業創業支援事業費補助金
- 商工会活動推進事業
- 中小企業等人材確保支援事業補助金
- 未来人参加事業「町内企業を知ろう！」の実施

◆ 基本施策2 若者の移住・定住への支援

【主な取組・事業】

- 移住・定住促進事業（移住定住情報サイト）
- 移住・就業支援事業費補助金
- 地方就職学生支援事業費補助金
- 奨学金返還支援事業
- 未来人定住応援事業奨励金
- 定住のための新幹線通学支援補助金
- 未来人参加事業「ウィプロ事業」の実施
- 空き家改修事業補助金

◆ 基本施策3 若者の出会い・結婚・子育てを始めることへの支援

【主な取組・事業】

- ふじのくに結婚応援協議会への参画
- 民間企業等と連携した婚活イベントの実施
- 未来人参加事業「ライフプランセミナー」の開催
- ファミリー・サポート・センター事業
- 男性の育児参加応援事業
- 男女共同参画に関する啓発

基本方針
4

困難を有する子ども・若者を支えるまち

◆ 基本施策1 相談支援体制の充実

【主な取組・事業】

- 利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）の配置
- 「こども家庭センター」の運営
- 青少年相談事業
- 自殺予防に関する相談窓口の周知
- ゲートキーパー養成事業
- 家庭女性相談支援員の配置
- こころの健康相談の実施
- 重層的支援体制整備事業
- 参加支援事業
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- 「ちょうどいい」相談システムの運用
- 校外教育支援センター「いずみ教室」の運営【再掲】

◆ 基本施策2 いじめや不登校等への取組の推進

【主な取組・事業】

- 生活アンケートの実施
- 不登校・いじめ対策の実施
- いじめ相談窓口の設置
- 教育相談の実施【再掲】
- 校外教育支援センター「いずみ教室」の運営【再掲】

◆ 基本施策3 こども・若者の非行防止・立ち直りへの支援

【主な取組・事業】

- 「ちょうどいい」相談システムの運用【再掲】
- 「スマホ講座」の実施
- 生徒指導連絡協議会・いじめ対策連絡協議会・裾野長泉地区学校警察連絡協議会・生徒指導研修会の実施【再掲】
- 長泉町青少年補導員協議会による補導活動
- 青少年補導員の育成
- 「わたしの主張大会」の開催【再掲】
- 善行模範表彰
- 社会を明るくする運動

◆ 基本施策4 特別な配慮を必要とする子ども・若者への支援

【主な取組・事業】

- 育英奨学金制度
- 外国人生徒への日本語指導の充実
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業【再掲】
- 「こども家庭センター」の運営【再掲】
- DV相談窓口啓発事業
- DV被害者（困難女性）支援協議会の設置
- 重層的支援体制整備事業【再掲】
- 若者へのひきこもり支援
- ヤングケアラーへの支援

計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進に向けて、家庭をはじめ、学校、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、地域、民間企業、支援にあたる関係機関・団体等と広く連携・協働しながら施策に取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本町では、こども・若者支援施策に関する情報やサービスの利用方法について、広報ながいずみや町ホームページ、町公式LINEなどを活用して発信し、周知・啓発に努めてきました。

今後も引き続き、本計画の進捗状況や町内の施設・サービス等の情報について、多様な広報媒体を通じて周知・啓発を推進し、地域全体でこども・若者を支援する機運の醸成を図っていきます。

計画の進捗管理

本計画の進捗管理においては、計画に沿って各施策・事業が適切に実施されているか、事務局が年度ごとに進捗状況を把握し、目標に対する評価を実施します。

また、計画の着実な推進のため、PDCAサイクルに従った点検・評価・改善・実施に取り組んでいきます。



長泉町子ども・若者計画【概要版】
〔令和8年度～令和11年度〕
令和8年3月

発行：長泉町 こども未来課
〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828 番地
TEL：055-989-5573 FAX：055-989-5993
E-mail：kosodate@town.nagaizumi.lg.jp